

# 特定技能制度について

---



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 【資料(目次)】

1	在留資格「特定技能」について	1
2	分野別方針について(14分野)	2
3	受入れ機関と登録支援機関について	5
4	特定技能外国人に対する支援の概要	6
5	特定技能に関して各国で必要となる手続	7
6	フィリピン特定技能外国人に係る手続の流れについて	8
7	ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて	10
8	インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて	11
9	モンゴル特定技能外国人に係る手続の流れについて	12
10	カンボジア特定技能外国人に係る手続の流れについて	15
11	ミャンマー特定技能外国人に係る手続の流れについて	16
12	タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて	17

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
**(14分野)** 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業  
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

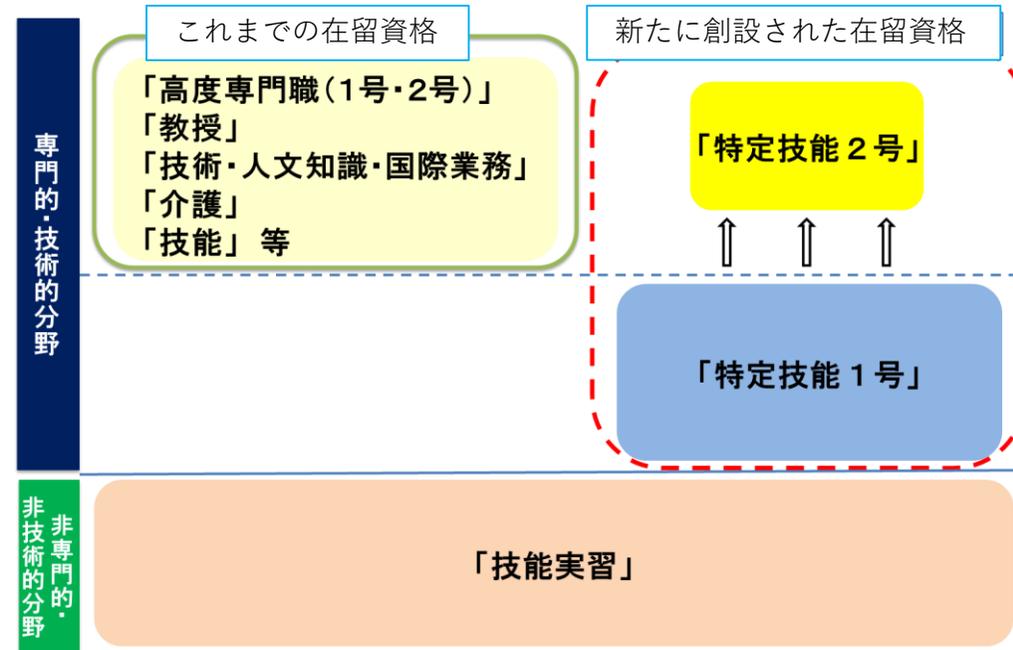
## 特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 分野別運用方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)のほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外  〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃  〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経 産 省	素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・ casting ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム 陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接  〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	5,250人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・ casting ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接  〔18試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装  〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと

## 分野別運用方針について(14分野)

国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工</li> <li>・左官</li> <li>・コンクリート圧送</li> <li>・トンネル推進工</li> <li>・建設機械施工</li> <li>・土工</li> <li>・屋根ふき</li> <li>・電気通信</li> <li>・鉄筋施工</li> <li>・鉄筋継手</li> <li>・内装仕上げ ／表装</li> <li>・とび</li> <li>・建築大工</li> <li>・配管</li> <li>・建築板金</li> <li>・保温保冷</li> <li>・吹付ウレタン断熱</li> <li>・海洋土木工</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い, 技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について, 母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について, 国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により, 認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械加工</li> <li>・電気機器組立て</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔6試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 分野特定技 能評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング, 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等)</li> <li>・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔2試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わせないこと</li> </ul>

## 分野別運用方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等)</li> <li>・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること</li> <li>・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること</li> </ul>
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等)</li> <li>・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること</li> </ul>
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・風俗営業関連の営業所に就労させないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わせないこと</li> </ul>

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1 ③も満たす。

③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

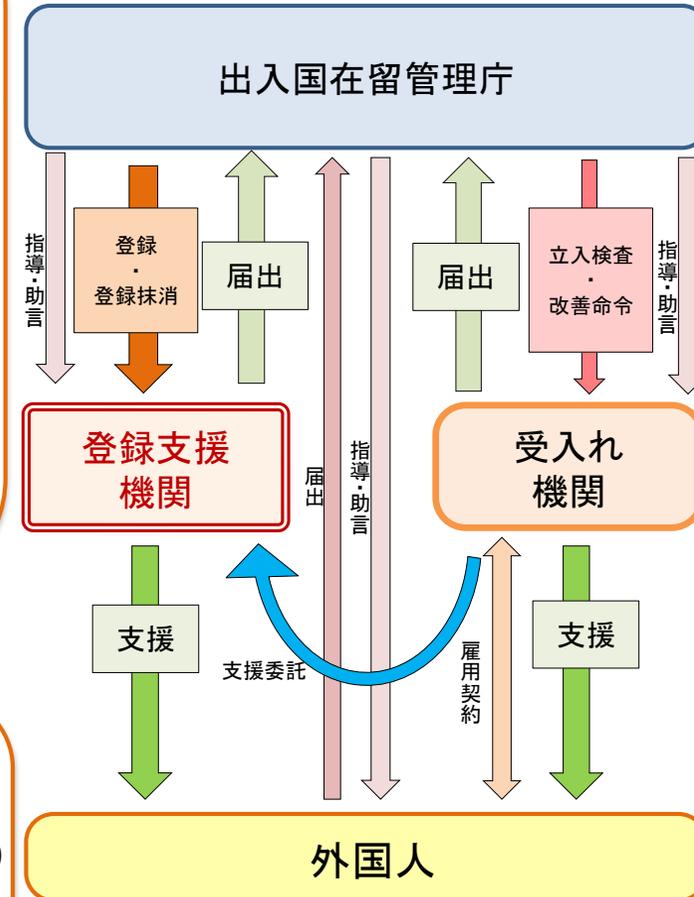
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



# 特定技能外国人に対する支援の概要



## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



※ 以下の手続については、各国政府から聴取した内容です。

## フィリピン

- フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて人材の紹介を受け、採用活動を行うことが求められるとともに、受入れ機関と送出国機関との間で人材の募集や雇用に関する互いの権利義務を明確にした「募集取決めの締結」を行うことが求められる。
- 受入れ機関は、駐日フィリピン共和国大使館にある海外労働事務所（POLO）又は在大阪フィリピン共和国総領事館にある労働部門が定める所定の審査を受けて、フィリピンの海外雇用庁（POEA）に登録される必要がある。
- 受入れ機関がPOLO等により自国民の雇用主として適当であると認められた場合にPOLO等から受領する書類を、POEAに提出する必要がある。

## ネパール

- ネパール国籍の方自らが海外労働許可証の発行をネパール政府に対してオンライン申請し、取得した上で、出国する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

## インドネシア

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記1つ目手続は不要

- 求人募集に当たって、インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム」（IPKOL）に登録した上で、求人することをインドネシア政府が強く推奨している。
- インドネシア国籍の方自らが、インドネシア政府が管理する海外労働者管理システム（SISKOTKLN）にオンラインで登録する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

### 特定技能に関する二国間取決めに関連する情報

出入国在留管理庁ホームページ

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanr/kouhou/nyuukokukanri06\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanr/kouhou/nyuukokukanri06_00073.html)

※ 詳細については、相手国の駐日大使館等にお尋ねください。

## モンゴル

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記手続は不要だが、GOLWSへの雇用契約等の登録が必要。

- 受入れ機関と政府のモンゴル労働・社会保障省労働・福祉サービス庁（GOLWS）との間で、双務契約を締結する必要がある。
- モンゴル国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結した際には、締結された雇用契約書等をGOLWS経由で、雇用契約の相手方であるモンゴル国籍の方に送付する必要がある。
- 出国前に、GOLWSが実施する出国前研修を受講する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

## カンボジア

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記1つ目手続は不要

- カンボジア政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- カンボジア国籍の方自らがカンボジアの国内規則に従って必要な手続を行ったことをカンボジア労働職業訓練省（MoLVT）に確認してもらい「登録証明書」を入手する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

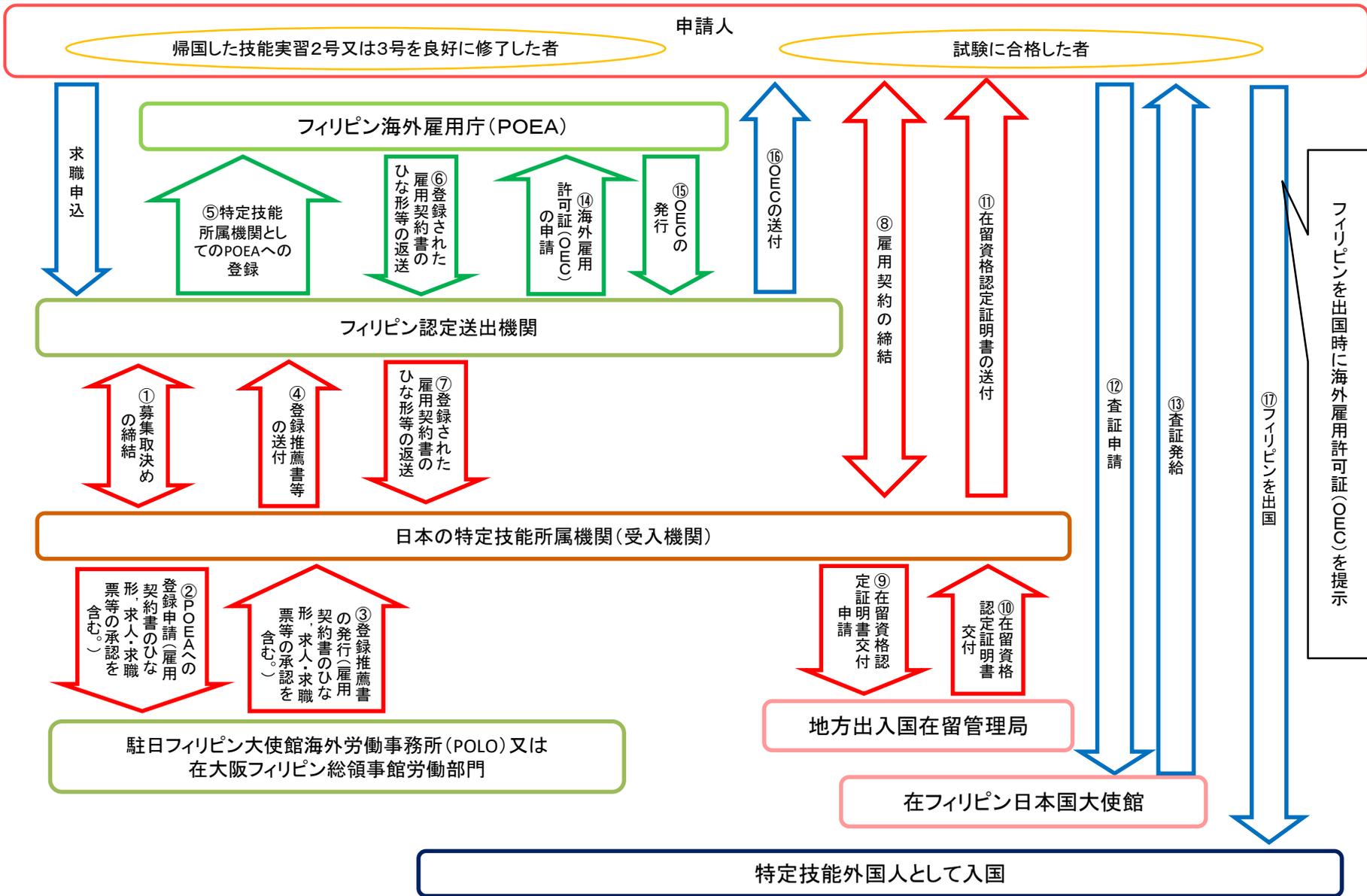
## ミャンマー

※日本に在留する方を受け入れる場合は、下記手続は不要

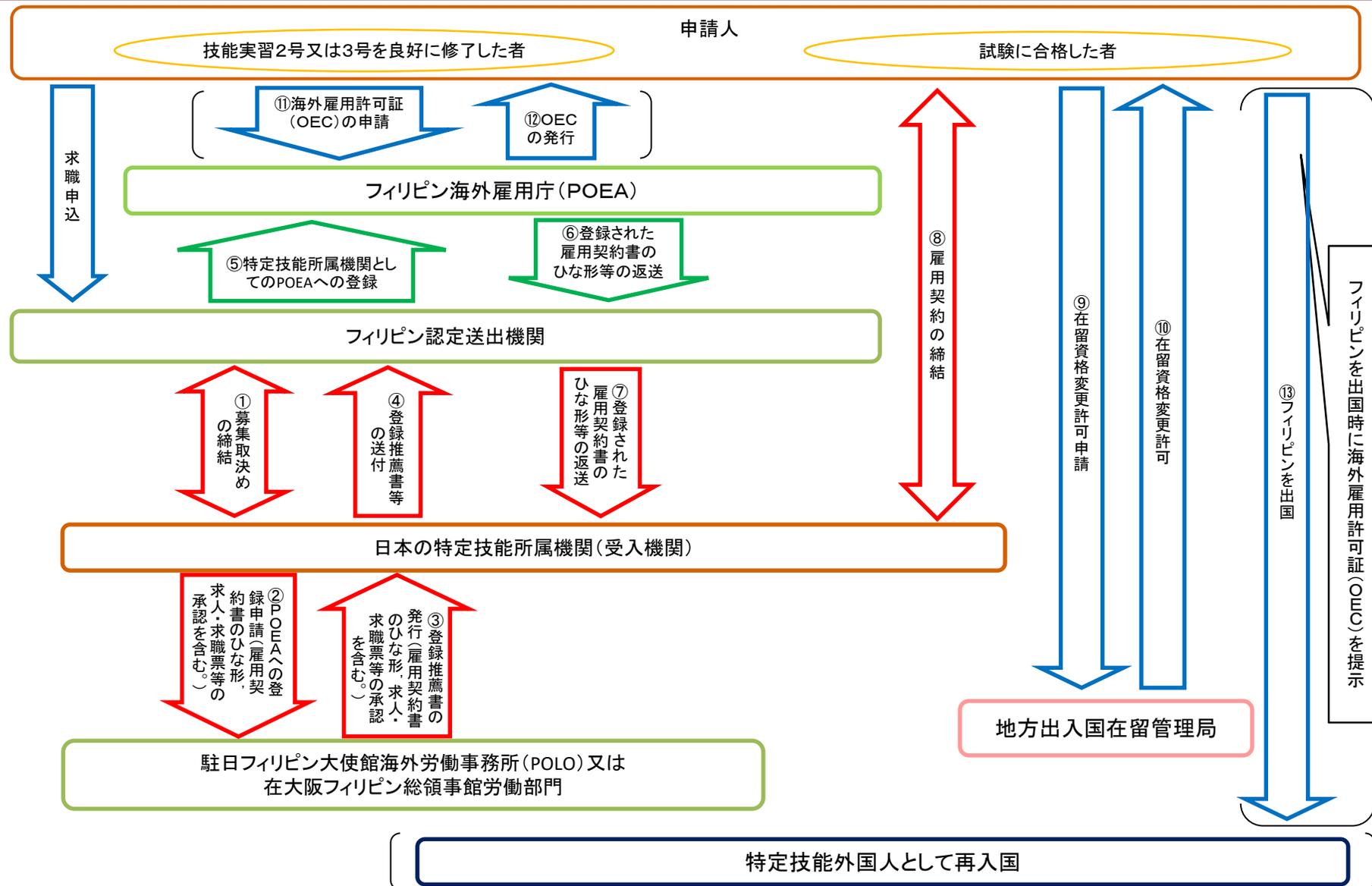
- ミャンマー政府から認定を受けた現地の送出国機関を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- ミャンマー国籍の方自らがミャンマー労働・入国管理・人口省（MOLIP）に対して、「海外労働身分証（OWIC）」の申請を行う必要がある。（特定技能外国人側の手続）

## タイ

- 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、雇用契約書等を提出し、認証を受ける必要がある。
- 本国から新たに受け入れる場合、認証された雇用契約書等をタイ王国労働省に提出し、出国許可を取得する必要がある。（特定技能外国人側の手続）
- 受入れ機関又はタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、来日報告書又は入社報告書を提出する必要がある。



※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑦)は不要とのことです。  
 (ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)  
 ※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>



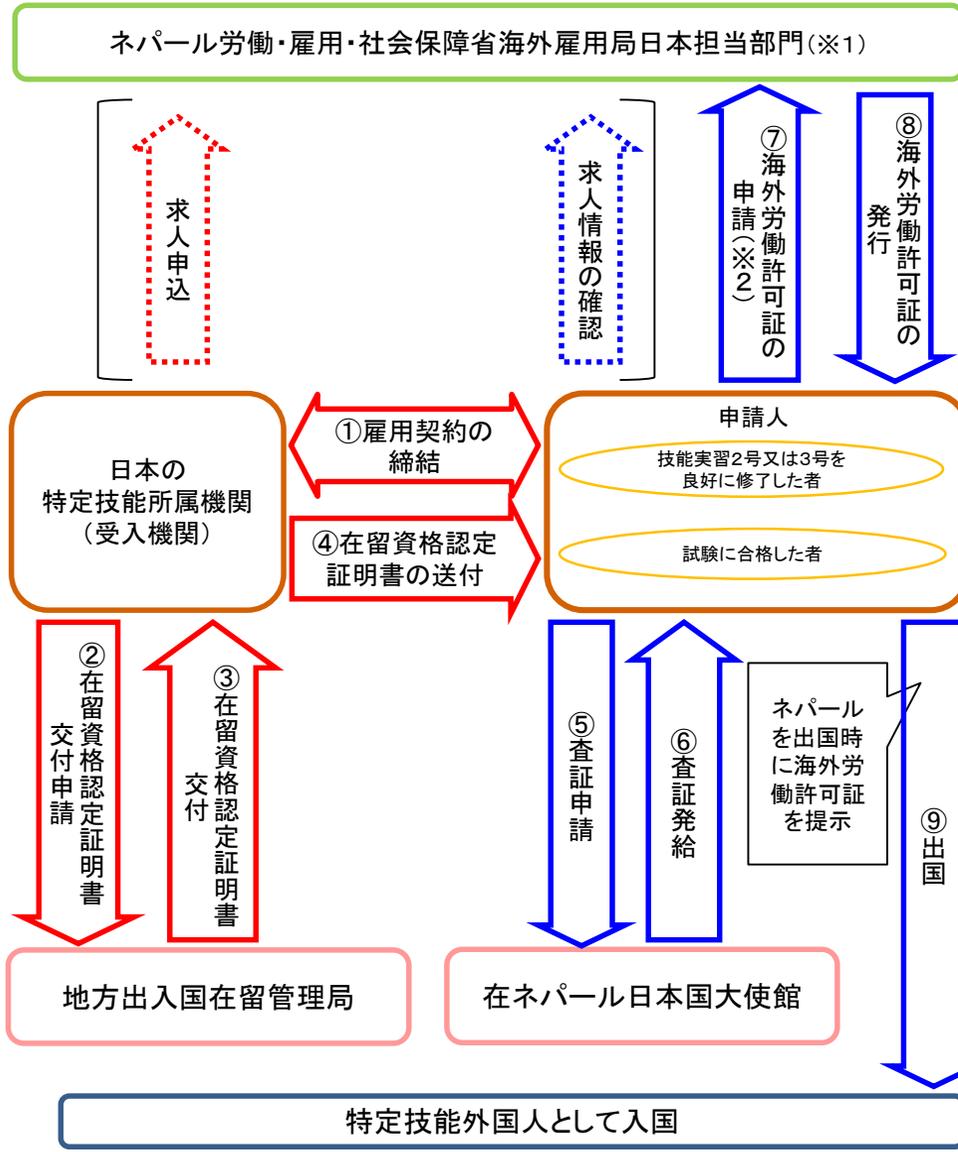
※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑦)は不要とのことです。(ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)

※ ①～⑬は、フィリピン特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

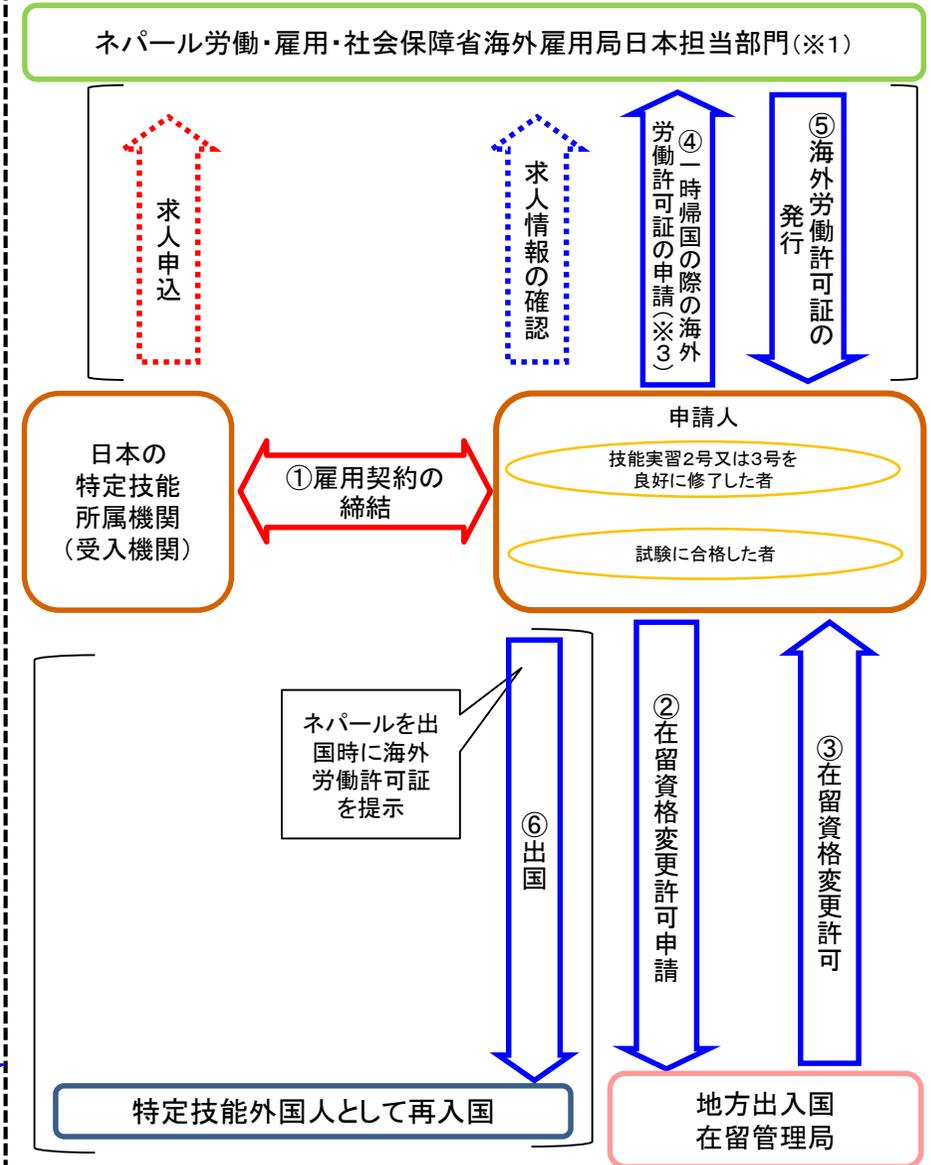
※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

# ネパール特定技能外国人に係る手続きの流れについて

## ○ネパールから新たに受け入れる場合



## ○国内在留者を受け入れる場合



(※1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。

その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求人者に開示されるとのことです。

(※2) 査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得することです。

(※3) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得することです。

④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手順で、日本に在留している場合は必要ありません。

# インドネシア特定技能外国人に係る手続きの流れについて

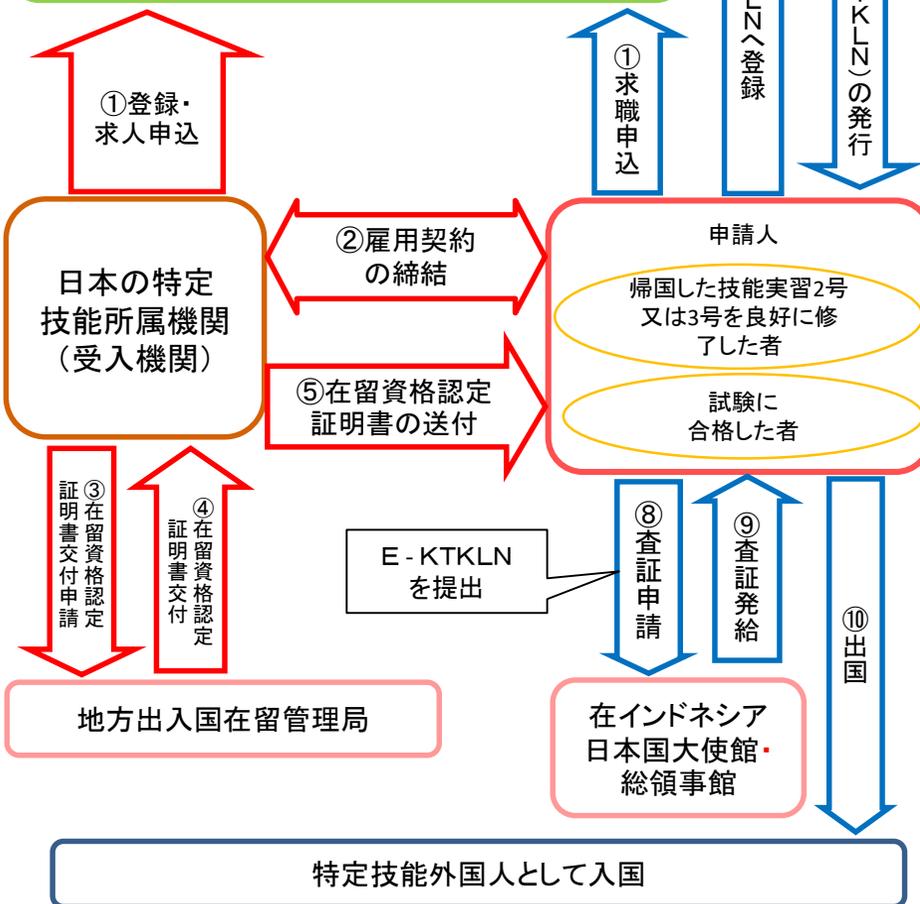
## ○インドネシアから新たに受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム  
(SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

### 労働市場情報システム (IPKOL)

インドネシア政府が管理

インドネシア国籍の方を雇用しようとする受入機関は、求人募集に当たり、**インドネシア政府が管理**する求人・求職のための「労働市場情報システム (IPKOL)」に**登録し、求人することを強く希望しています**。なお、システムへの登録はオンラインで、入力方法は英語とインドネシア語となります。

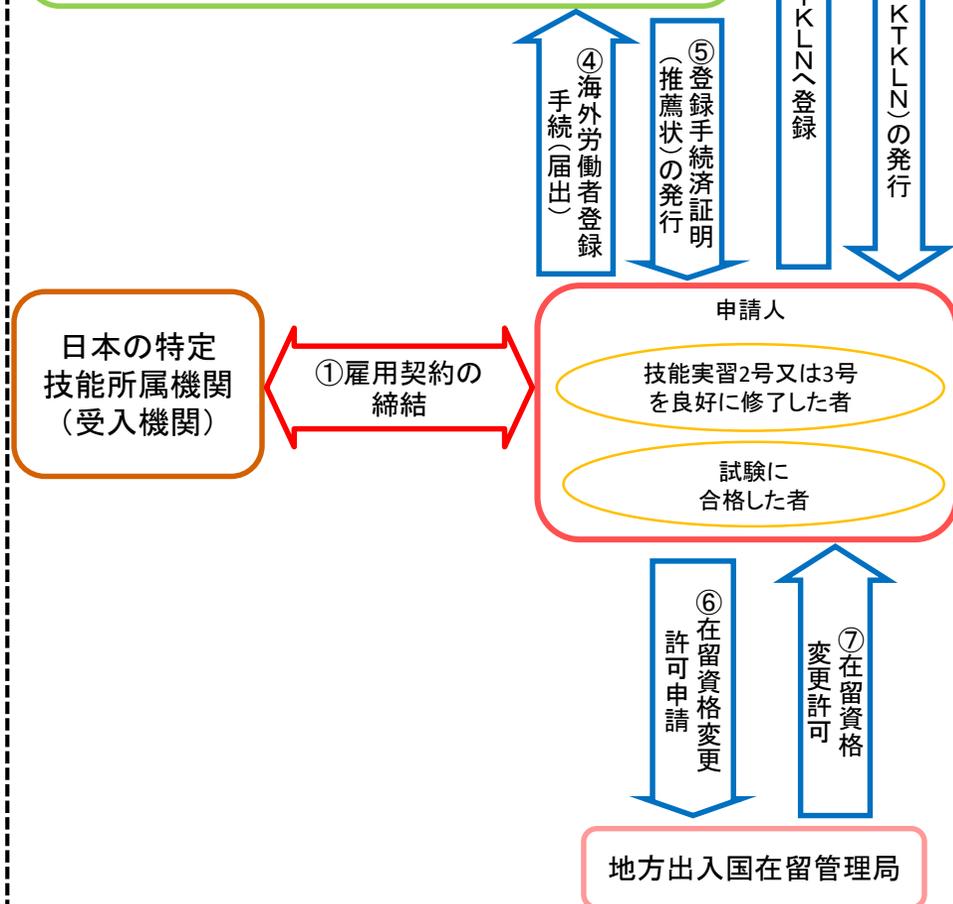


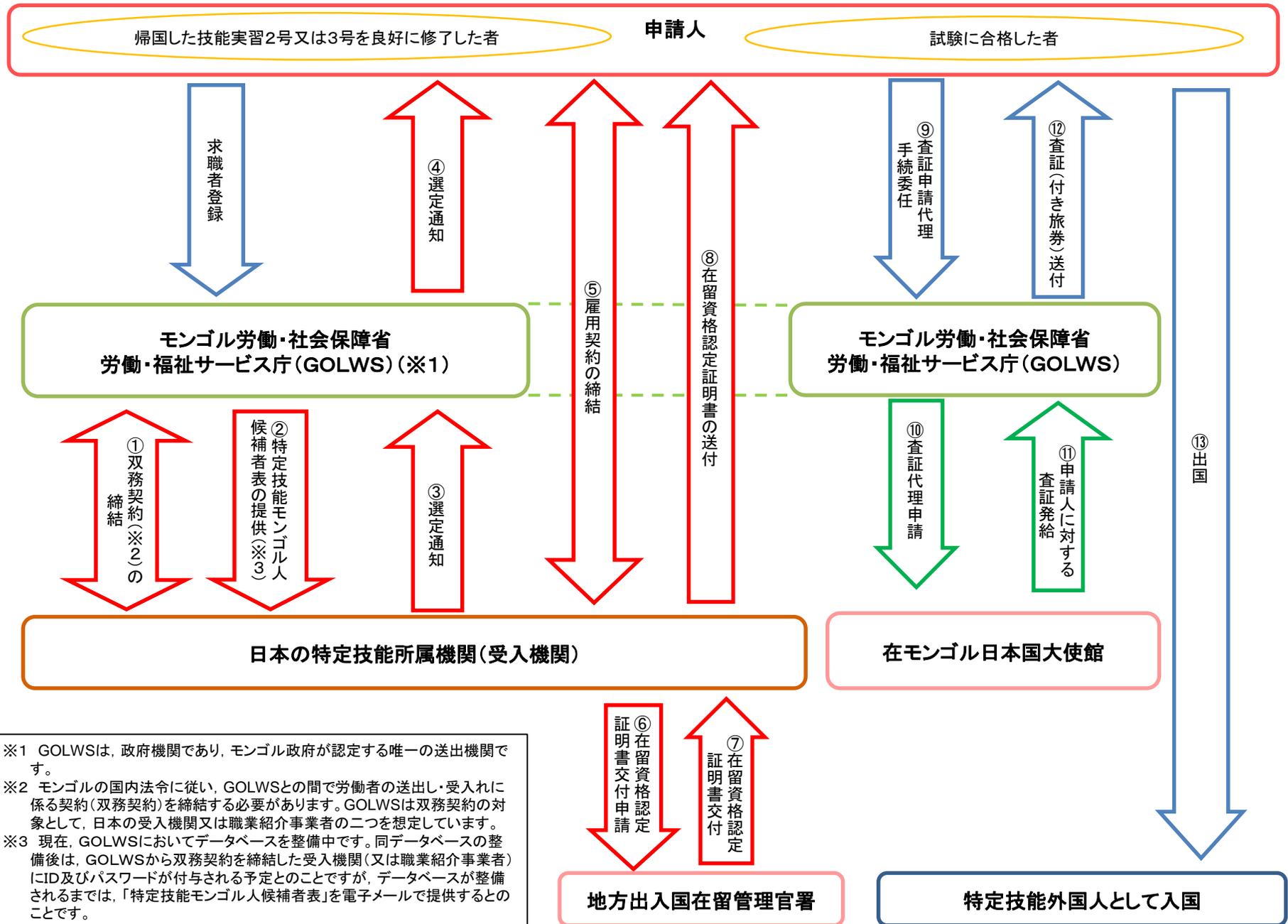
## ○日本に在留する方を受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム  
(SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

### 駐日インドネシア大使館

インドネシア政府は、日本に在留する技能実習生や留学生などの中長期在留者であるインドネシア国籍の方が、日本に在留したまま、「特定技能」への在留資格変更許可申請を希望する場合には、**駐日インドネシア大使館において、海外労働者登録**をするよう求めるとしています。また、**登録手続を完了した者には推薦状を発行**するとしています。詳しくは、駐日インドネシア大使館にご相談ください。

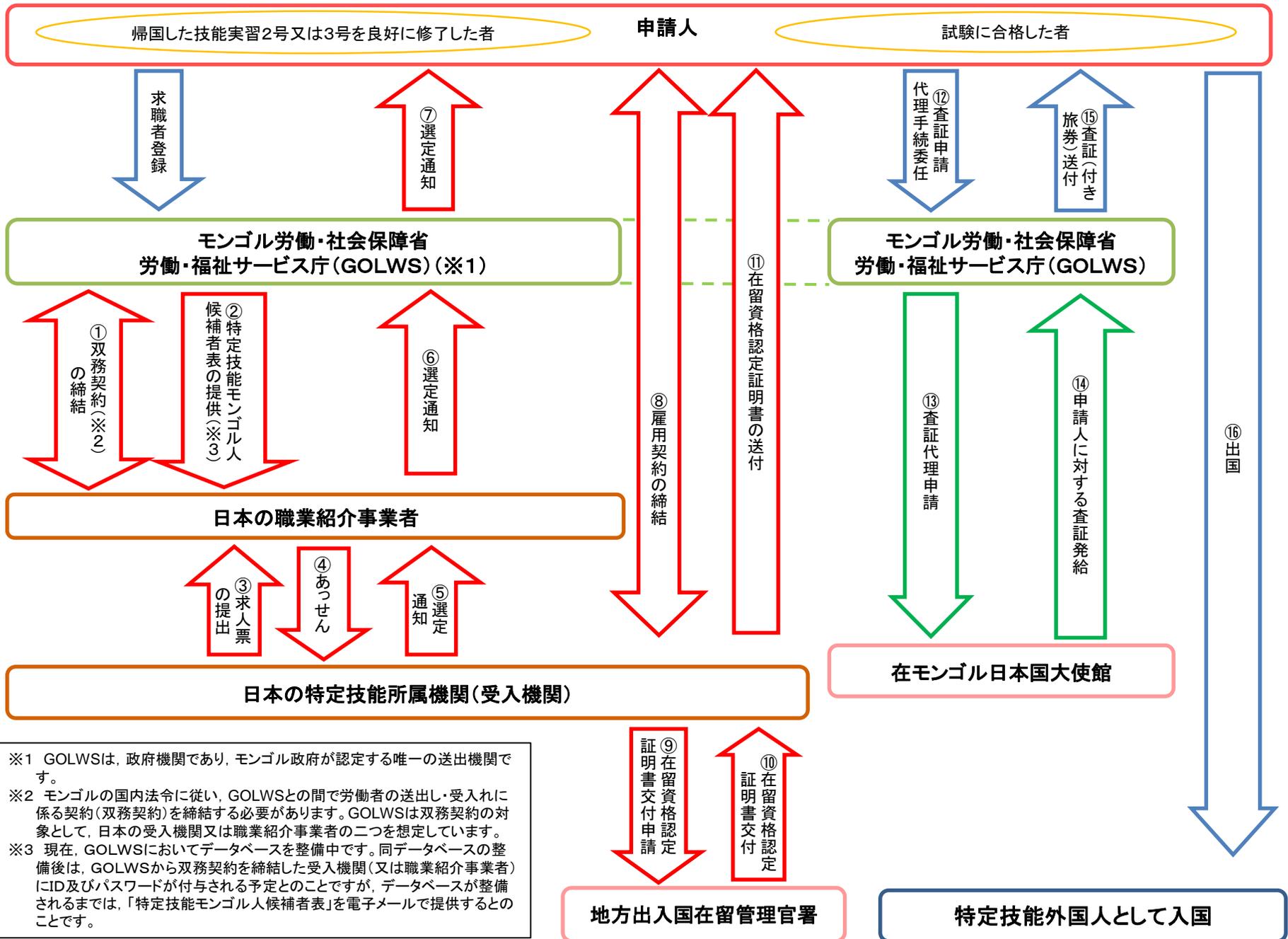




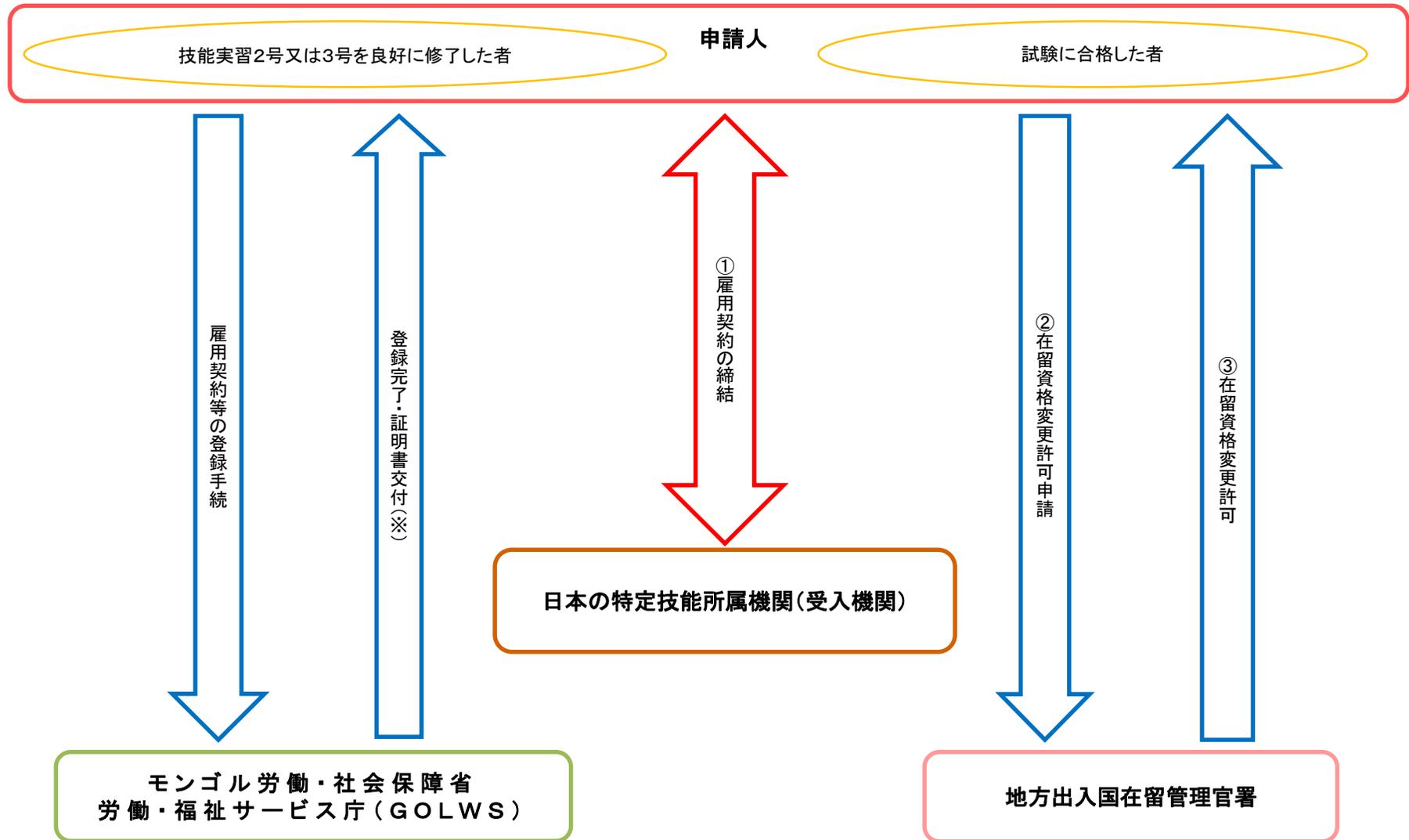
※1 GOLWSは、政府機関であり、モンゴル政府が認定する唯一の送出機関です。

※2 モンゴルの国内法令に従い、GOLWSとの間で労働者の送出し・受入れに係る契約(双務契約)を締結する必要があります。GOLWSは双務契約の対象として、日本の受入機関又は職業紹介事業者の二つを想定しています。

※3 現在、GOLWSにおいてデータベースを整備中です。同データベースの整備後は、GOLWSから双務契約を締結した受入機関(又は職業紹介事業者)にID及びパスワードが付与される予定とのことですが、データベースが整備されるまでは、「特定技能モンゴル人候補者表」を電子メールで提供することです。



※1 GOLWSは、政府機関であり、モンゴル政府が認定する唯一の送出機関です。  
 ※2 モンゴルの国内法令に従い、GOLWSとの間で労働者の送出し・受入れに係る契約(双務契約)を締結する必要があります。GOLWSは双務契約の対象として、日本の受入機関又は職業紹介事業者の二つを想定しています。  
 ※3 現在、GOLWSにおいてデータベースを整備中です。同データベースの整備後は、GOLWSから双務契約を締結した受入機関(又は職業紹介事業者)にID及びパスワードが付与される予定とのことですが、データベースが整備されるまでは、「特定技能モンゴル人候補者表」を電子メールで提供することです。

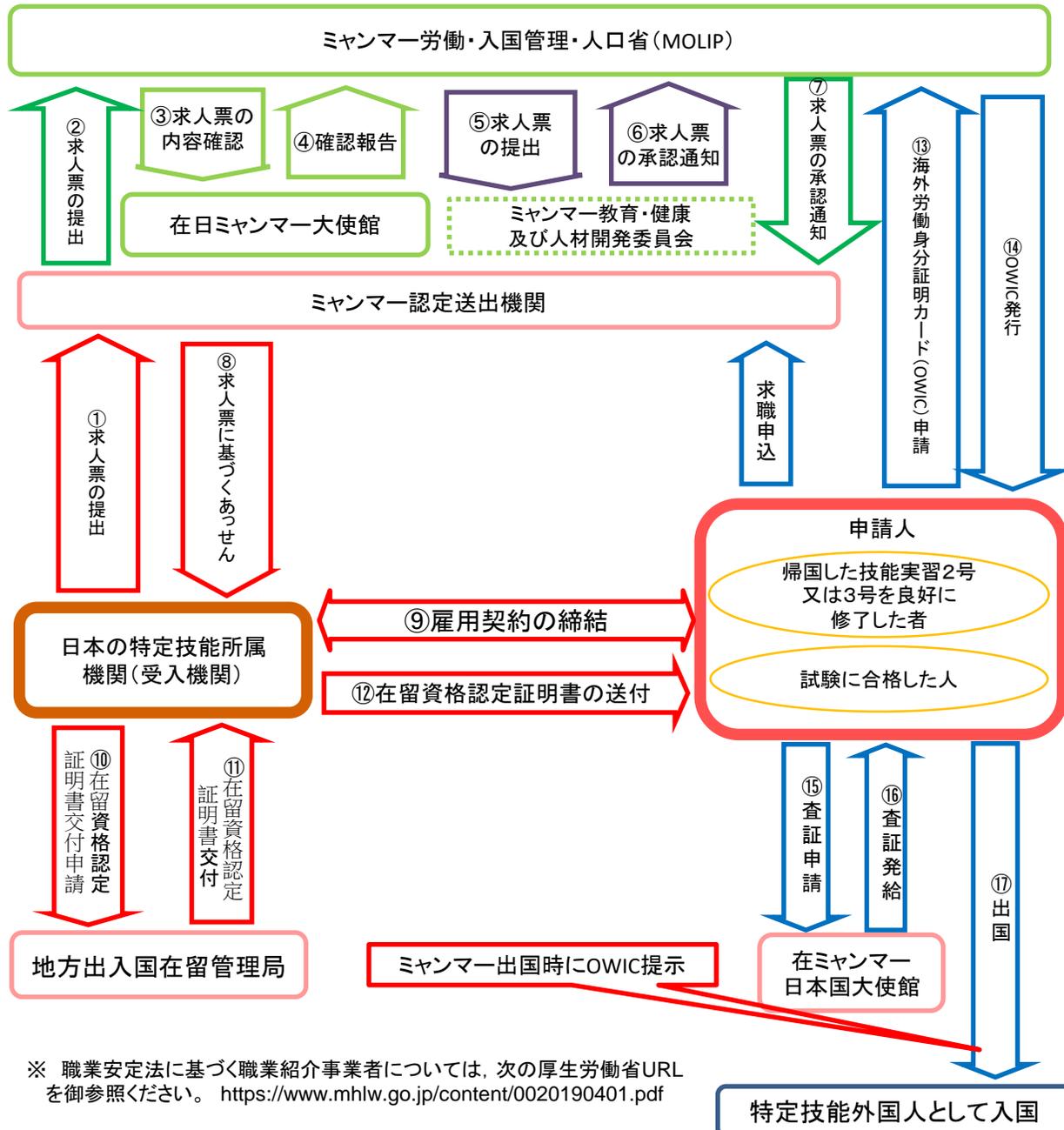


※在留資格変更許可申請において、本証明書は参考資料として提出されるものです。

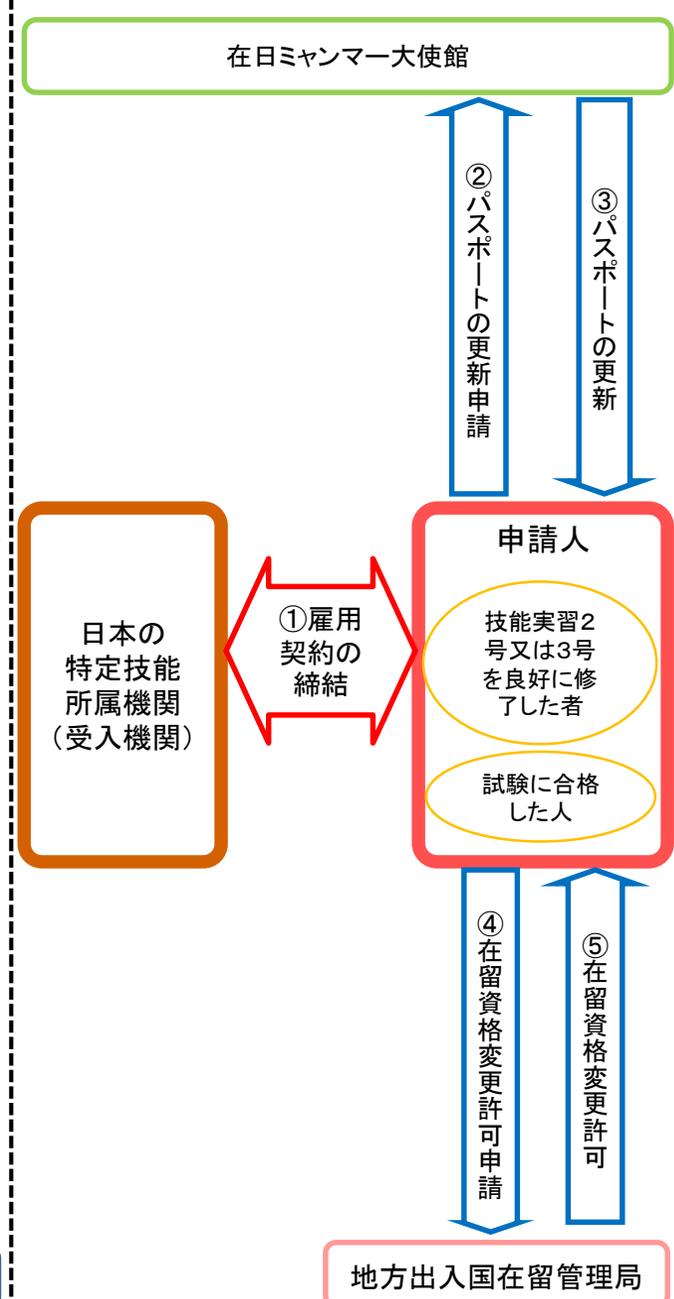


# ミャンマー特定技能外国人に係る手続の流れについて

## ○ミャンマーから新たに受け入れる場合



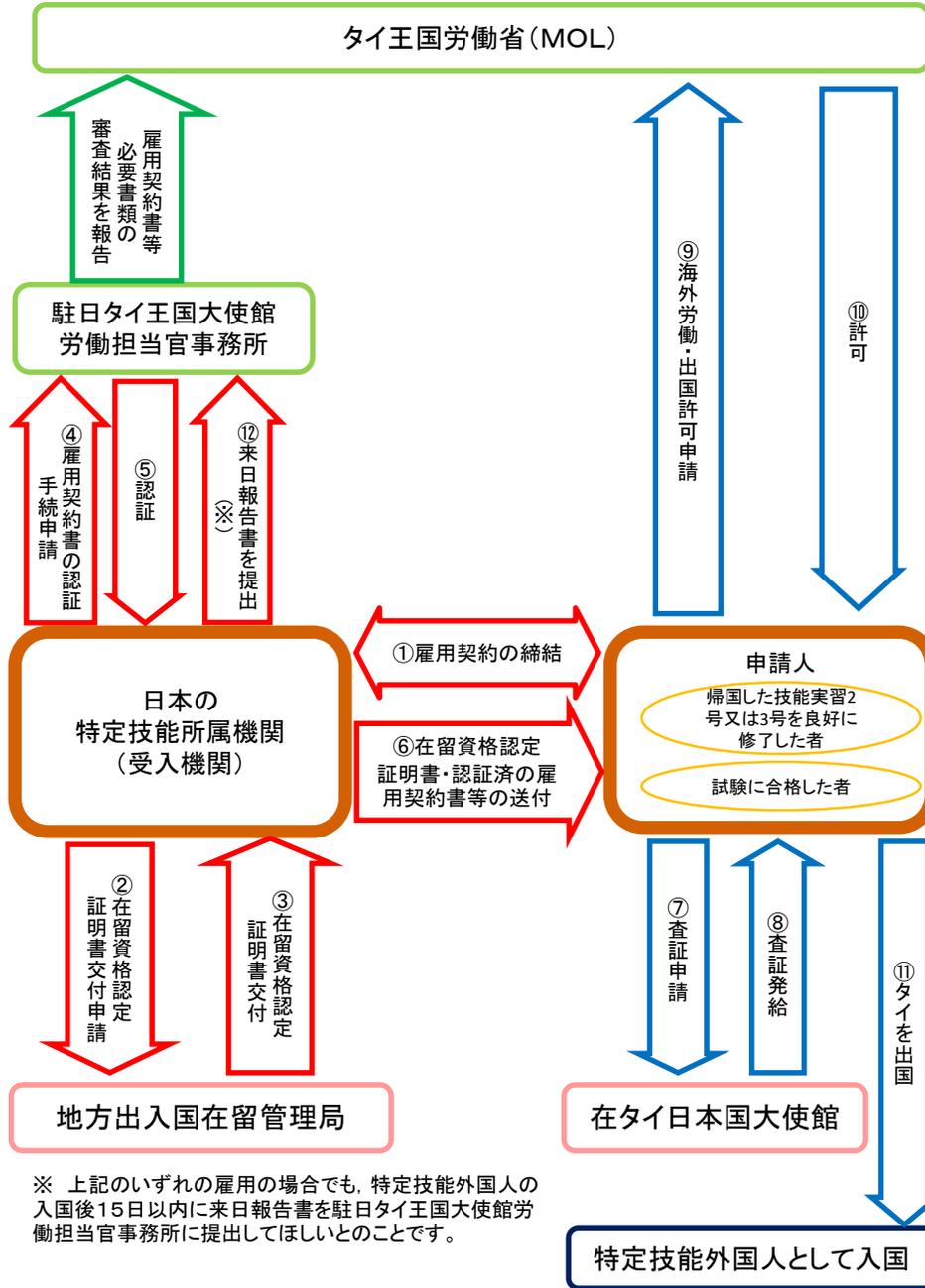
## ○日本に在留する方を受け入れる場合



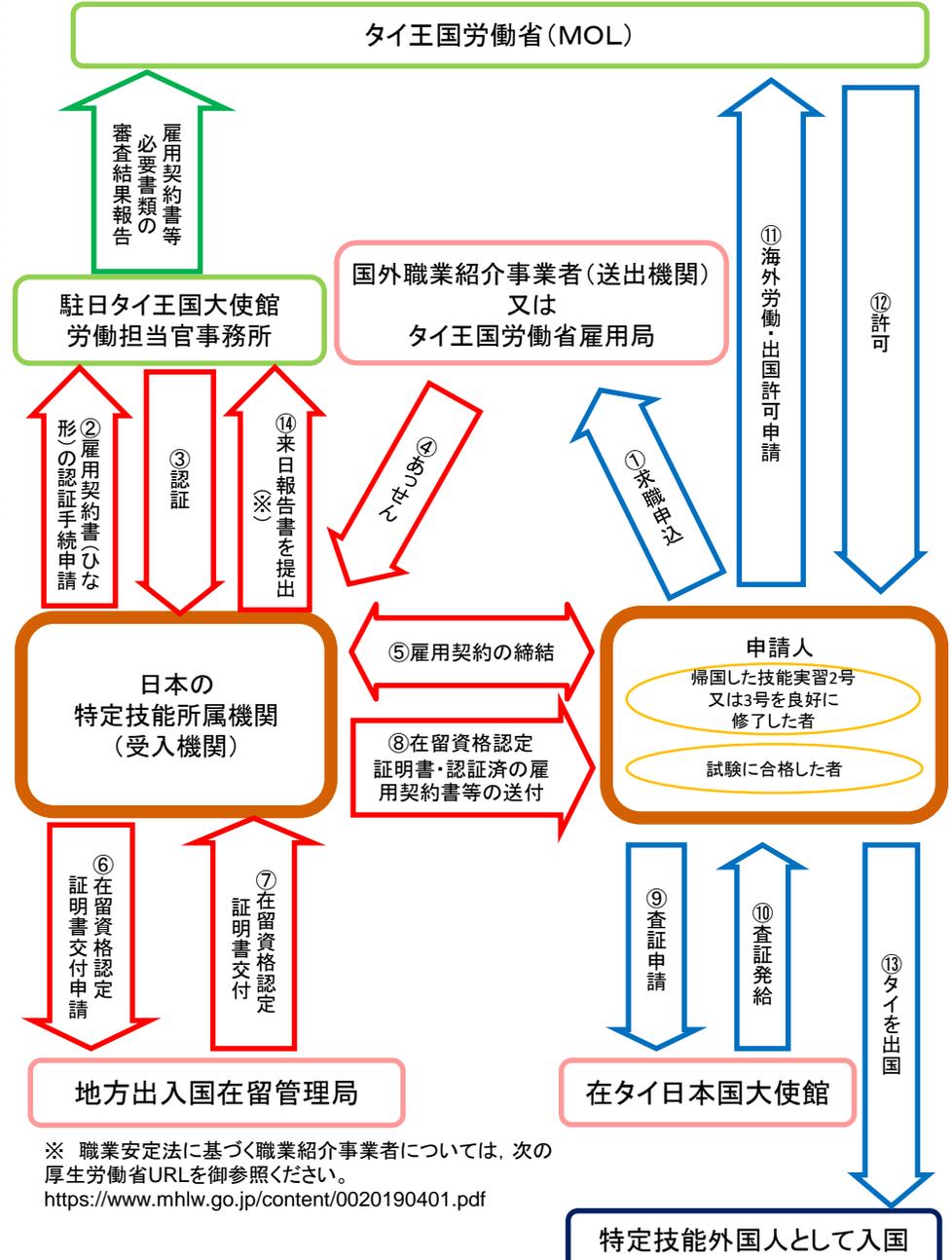
※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

# タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○タイから新たに受け入れる場合(直接雇用の場合)



○タイから新たに受け入れる場合(国外職業紹介事業者又は雇用局を利用して雇う場合)



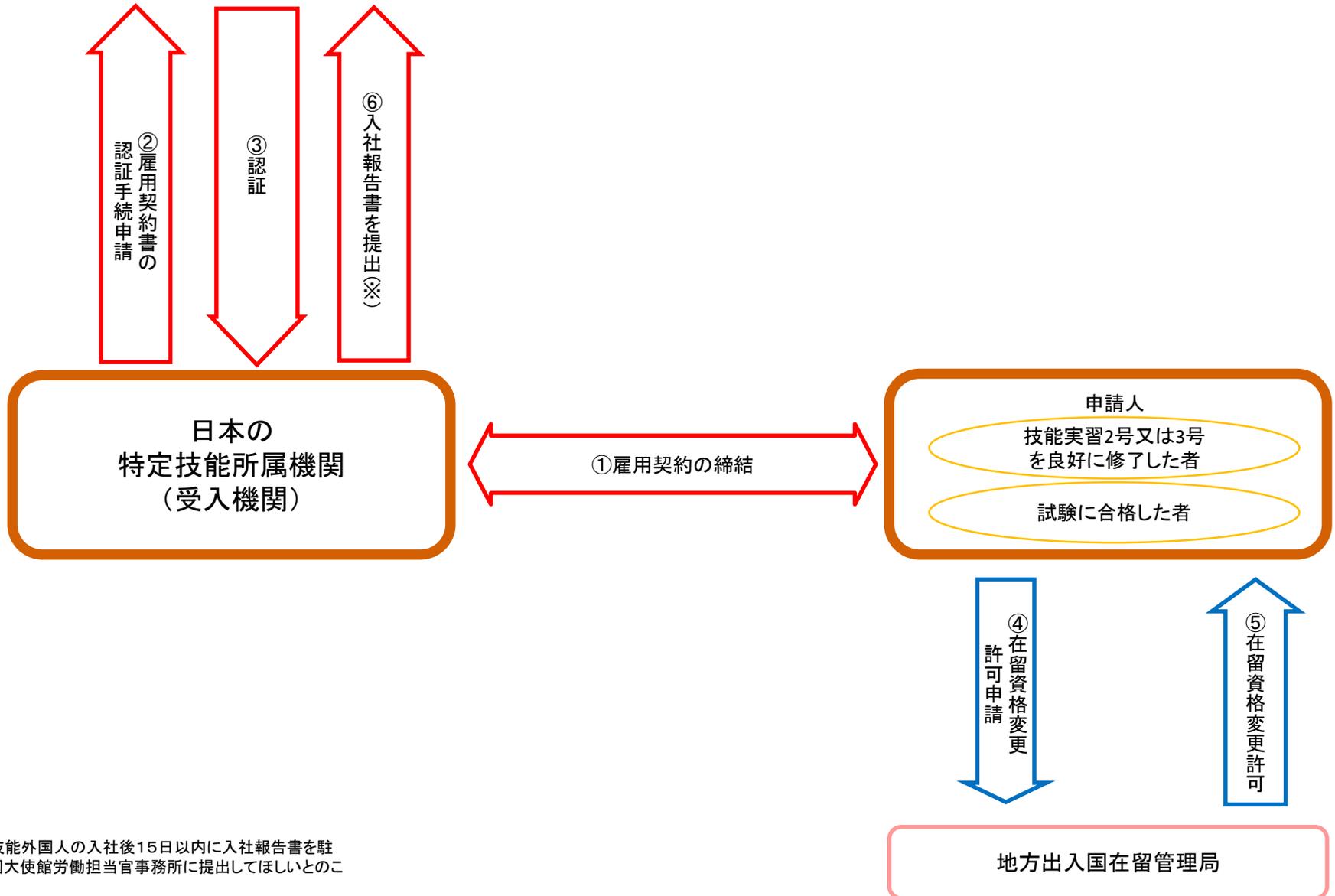
※ 上記のいずれの雇用の場合でも、特定技能外国人の入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

# タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所



※ 特定技能外国人の入社後15日以内に入社報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

## 【(参考)サイト案内】

### ○登録支援機関登録簿について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00205.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html)



### ○届出手续について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00002.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00002.html)



### ○支援計画の様式について

特定技能外国人の受入れに関する運用要領

<http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf>



参考様式第1-17号 1号特定技能外国人支援計画書

<http://www.moj.go.jp/content/001315325.pdf>

